

富山家庭裁判所委員会（第31回）開催議事概要

1 開催日時

平成30年6月29日（金）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

富山地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

【委員】（五十音順，敬称略）

大井きよみ，波岡伸郎，橋爪健一郎，原啓一郎，細川瑞子，本田正則，山本正恵，依田吉人，和田文彦

【説明者】

渡邊首席家裁調査官，新原家裁首席書記官，堀江主任書記官

【事務担当者】

青木家裁事務局長，天春家裁事務局次長，柳瀬家裁総務課長，山川家裁総務課課長補佐，関原地裁総務課庶務係長

4 進行次第

- (1) 新委員の紹介，挨拶
- (2) 委員長の互選
- (3) 委員長代理の指名
- (4) 委員長挨拶
- (5) 前回の委員会での提言に対する取組状況について報告
- (6) 議事「成年後見制度の現状と課題について」
 - ア DVD 視聴「わかりやすい成年後見制度の手続」
 - イ 概要説明
 - ウ 細川委員より，利用者から見た成年後見制度について説明
 - エ 意見交換

別紙のとおり

(7) 任期終了委員の紹介及び挨拶

5 次回のテーマ

「職員の採用広報について」（地家裁委員会共通）

6 次回の開催日時

次回委員会は、富山地方裁判所委員会と合同で開催し、開催日時は平成30年11月30日（金）午後2時とする。

(別紙)

意見交換

(●委員長，○委員)

- 成年後見制度について利用者がメリットを実感できる運用上の工夫等の視点から，御意見を伺いたい。
- 現在，医療と介護が連携して地域包括ケアシステムを構築しているが，本人の意思決定権が必ずしも重視されていない現状がある。原因として，高齢者の権利擁護に対する認識が足りていないからだと思う。成年後見制度利用促進基本計画に基づく地域連携ネットワークの構築においては，司法も関与している点を強調して周知することが重要だと思う。

最期をどのように迎えるかを考えるに当たり，例えば本人財産をどのように使うかについて，本人の意思を確認して取り組むことが大切だと思う。

- 高齢化が進む現代社会において，成年後見制度の利用が進んでいないのは，本人の権利保護を目的とした制度である点が浸透していないため，メリットを感じにくく，利用に抵抗を感じてしまうためだと思う。

成年後見制度利用促進基本計画を進める主体はどこなのか。

- 主体は自治体である。裁判所に対して後見人から福祉的な相談が寄せられているが，福祉の専門的知識に乏しいため，適切には答えられない現状がある。中核機関の設置に向けて，判断機関である裁判所と行政との役割分担が大切だと考えている。
- 中学校の特別支援学級において，保護者から，生徒の将来等について相談を受けることが多いが，そもそも教職員が成年後見制度自体を知らない現状がある。教職員が成年後見制度を理解して保護者に説明できるようになることが，生徒本人のためにもなると思う。今後，成人年齢が引き下げられることもあり，中学生の段階から保護者が知っていれば，成人になった段階で，速やかな利用につながると思う。

- 中学校等の教育機関には成年後見制度のパンフレットを配布していない。自治体等とも連携して、広報のあり方を検討していきたい。
- もし私が家族の後見人になった場合、仕事をしながら、家庭裁判所に対して報告を行うなど、負担が大きくなる。後見人の不正防止のために、報告を行う必要性は理解できるが、負担感から後見人を積極的にやりたいとは思えない。
- 親族間のトラブル、ネグレクト及び虐待等がない限り、家庭内の問題であるため、専門職の介入は抑制的で足りると考える。そのため、不正防止の観点からも親族後見人に対しては、相談の充実や報告業務に対する援助を始めとした支援の充実を目指す必要があると思う。

具体的に家庭裁判所に対して期待することとしては、後見制度支援信託制度を利用する際の、手続の簡素化及び費用の軽減や、適切な身上保護等の範囲の明確化のために、身上保護に関するガイドラインの作成がある。

また、長期間に及ぶ監督業務は、裁判所が担うのではなく、福祉行政とも関係がある公益法人が担うのが相応しいと考える。

- 弁護士として後見人業務を行っているが、弁護士事案の場合、家庭内で紛争性がある事案が多く、親族の協力が得られない場合が多い。専門職後見人の場合は、身上保護が十分になされていないとの批判を受ける事があるが、弁護士会内で研修を受けたり、場合によっては福祉の専門家に意見を求める場合もある。

後見制度支援信託制度の利用のために専門職後見人が選任された場合、着手した段階で労力と時間が相当必要であるため、短期間で信託契約を締結した場合であっても、相応な報酬が発生する点は御理解いただきたい。

富山県弁護士会では、富山県内の地域包括支援センターごとに担当弁護士を定めており、情報交換やセンター職員からの相談に応じる取組をしている。また、福祉関係の講演会に講師として参加して、成年後見制度に関する情報提供を行っており、今後も後見人の受任以外でも活動の幅を広げたいと考えている。

地域連携ネットワークが出来るまでは、一次的な相談窓口は裁判所に担ってい

ただきたいので、裁判所で相談や情報提供に対する体制整備を行うことも検討していただきたい。

- 本人と後見人とのマッチングがうまくできれば、多くの問題解消につながると思う。
- 専門職後見人には、親族間紛争がある等の課題があるため関与していただき、関与の必要性が無くなった段階で、親族後見人にリレーする事案もある。専門職後見人を選任すると報酬が発生するため、制度利用に対して消極的となる意見もあったが、専門職後見人には報酬を付与するのに相応な事案を対応していただいている点を御理解いただきたい。

家庭内においても、家族と本人の財産とを分けて管理する必要性はあるため、本人の財産を整理することは大切である。財産目録の作成において、財産が多くて複雑等の理由で作成が困難な場合は、専門職に関与していただき、必要性が無くなったら親族後見人にリレーする場合もある。

制度広報が足りていない面もあると思われるが、裁判所への後見事務報告業務は、後見人に過度な負担を強いるものではない。

今後は、中核機関を設置することによって、関係機関の間で情報を共有し、チームとして本人を援助する体制を構築することになる。裁判所としても、本人の法的な課題が浮かび上がってきた場合、専門職後見人の関与を検討する等の積極的な方策を執ることが可能となる。

- 今回、委員の皆様から出された御意見や、利用者側からの視点での御意見は、今後の成年後見制度の運用の参考とさせていただきたい。